

平成30年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年4月12日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年4月12日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について
- (2) 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第7回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外6社からの取材と9名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回の定例会でございます3月8日の第5回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回の定例会でございます3月22日の第6回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（3）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、報告事項（1）平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料（1）に基づいて、説明をさせていただきます。

まず一番最初に、全体の採択の流れを、資料の4ページを基に御説明いたします。4ページの上の表でございますが、まず東京都教育委員会から①採択の方針・方法の決定ということで、これが本日報告させていただく内容です。そして教科書の調査員を委嘱し、その調査員が資料を作りまして、これを各学校に配布いたします。各学校ではそれを基にして、選定委員会によって選定をいたしまして、その結果を東京都教育委員会に報告します。これが④です。東京都教育委員会では、全てのあらゆる内容を総合的に判断いたしまして、採択をしていただくという、これが全体の流れです。

1枚目を御覧ください。本日は大きく分けまして、二つの採択について説明させていただきます。一つは文部科学省の検定済教科書それから著作教科書、もう一つは、学校教育法附則第9条の規定による教科書、いわゆる附則9条本の内容についてでございます。

まず、検定済教科書そして著作教科書ですが、1番の留意事項が4点ございます。まず、(1)東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。そして、実際には、(2)教科書目録に登載されている教科書のうちから採択する。(3)それについて専門的な調査研究を行っていく。その際に、(4)生徒の実情を十分配慮するということです。

その調査研究について、まずは対象になる教科書ですが、新たに文部科学省の検定を経た教科書のうち、教科書目録に登載された教科書について調査研究いたします。資料の3ページを御覧ください。共通教科で、新たに検定を経たものは53、専門教科で7、合計で60。この60について、調査研究を行います。

もう一度資料の1ページを御覧ください。2の(2)、調査項目はここにございませうとおり、アとイの二つです。そして、(3)にありますように、この研究結果につきましては、東京都教育委員会として、事務局が研究資料を作成して、各都立高等学校等に配布いたします。

3、各都立高等学校等における教科書の選定について、大きく4点ございます。まず、校長の責任と権限の下で、(1)各学校で「教科書選定委員会」を設置し、(2)その選定委員会では都教育委員会が作成する「調査研究資料」を活用して、調査研究を行います。(3)と(4)、校長は教科書目録に載っているものから適切な教科書を選定して、教育庁指導部に報告する、こういう流れが教科書の選定でございます。

4、教育委員会による教科書の採択について、資料の2ページを御覧ください。教育委員会において、(1)内容、構成上の工夫について検討していただきまして、(2)最終的に教科書、調査研究資料、各学校の選定結果、また検討結果等を総合的に判断して教科書を採択していただきます。

以上が文部科学省の検定済教科書、また著作教科書です。

もう一点、附則9条本の採択について、お話いたします。附則9条本と呼んでおりますが、これは、例えば、ドイツ語、フランス語などの外国語や専門教科、それから特別支援学校高等部の主に知的障害部門で使用する、教科書が発行されていない教科・科目で主たる教材として使用する図書のことを指します。

それでは1番の留意事項です。先ほどとかなり共通しているところがありますが、3点ございます。(1)として、東京都教育委員会は自らの責任と権限において適正かつ公正に行い、(2)として、高等学校から申請のあった附則9条本を調査し採択いたします。その際、(3)として、生徒の実情を十分配慮する、これが留意事項でございます。

2の選定につきまして、大きく分けて4点あります。まず各学校で設置している選定委員会で十分協議を行う。そして、その選定に当たっては、校長は、(2)アイウエの4点に基づいて検討いたします。ア 内容が正確中正であること、イ 進度に合っていること、ウ 表現が正確適切であること、エ 経済的負担が過度にならないこと。これを基に検討し、(3)、(4)校長は最も適切な附則9条本を選定し、都教育委員会に報告することになっております。

3、事務局における調査ですが、調査の対象は、もちろん、都立高等学校等から申請のあった図書です。そして、その申請のあった図書について、年間を通して授業することができる適切なものが選定されているか、それについて調べて、内容や構成を調査していきます。

4、教育委員会による採択でございますが、各学校から上がってきました選定理由、それから選定結果等を総合的に判断して、各学校で使用することが適当と認めた図書について、採択していただきます。

最後に、この採択の流れをもう一度確認いたします。今後の予定、資料4ページの2でございます。本日、教科書の採択方針についての御報告をさせていただきました。

6月には調査研究資料について、報告をさせていただきます。

8月には教科書の採択について付議させていただき、平成31年の3月には、附則9条本について付議させていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 今、内容について判断するという部分がありましたが、今、世の中

が激しく変わってきて、公教育に求められる内容もかなり変わってきていると思います。

そういうことで例えば、来週、A I時代にどういう能力を子供たちに付けさせるべきかという教育施策連絡協議会を行います。時代とともに何が求められていて、その能力を身に付けるためには、こういう形で、ガイドとして、筋道として、教科書があった方がいいなど、そういうかなり大きなことを同時に考えていく必要があるのかなと思っております。

今、公立の学校の入学、定員割れの問題などですね。一つの原因は授業料が、私立でも実質無償化されたというのは、大きな原因ではあると思います。しかし、教育はお金だけではないので、その公教育の使命、公教育として何をこう求めているかというようなことが、こういう機会によく考えられるといいと思います。

なかなか日々、ものすごく忙しい現場などでは、立ち止まって考える機会がないので、是非こういう教科書の選定という機会に、あるべき姿とか、教育のビジョンとか気持ちとか心とか、そういうことも併せて考えていただくような要請を是非調査委員の方でもしていただければいいかなと思います。

【指導部長】 宮崎委員がおっしゃったように、教科書は主たる教材でございますけれども、なんといっても、東京都立高校、公教育が魅力のある、そういった教育を進めていくという一つの大きな考える機会であると思いますので、その視点を生かしていきたいと思います。

【宮崎委員】 よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置について

【教育長】 次に、報告事項(2)英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置について、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 報告事項(2)英語「話すこと」の評価に関する検討委員

会の設置について、説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、昨年度、都立高等学校入学者選抜における英語検査改善について検討委員会を設置しておりまして、その結果を昨年12月、教育委員会に御報告をさせていただいたところでございます。

その提言の内容といたしまして、都立高等学校入学者選抜では、学習指導要領で求められる力が身に付いているかを測る必要があることから、英語については4技能の評価を行うべきとし、そのための方策として、民間の資格・検定試験実施団体の知見を活用することとした、としております。

ただし、学習指導要領に準拠した内容を担保するという、活用する試験は一本化するということ、それから、受験機会は各受験者一回とすること、という提言も併せていただいているところでございます。

その提言を受けまして、今年度ですが、「話すこと」の技能の評価等に係る具体的な内容について検討するために、検討委員会を設置して、東京都としての方針を今後決定してまいりたいと考えております。

検討事項は、2の検討事項（1）から（6）までございまして、スピーキングテストの内容及び実施方法、スピーキングテスト導入までの長期計画・導入規模、民間事業者との連携方法、費用負担の在り方、それから、平成31年度以降の実施方針等でございます。

今年度は、スピーキングテストの実施に向けましたフィージビリティ調査を実施いたします。そこでの調査結果を基に、スピーキングテストの実施の具体的な方針を策定していく予定でございます。また、スピーキングテストは、本フィージビリティ調査の内容を踏まえたテストとするため、民間事業者との望ましい連携方法についても検討を進めてまいります。

なお、受験費用については、受験者の経済的な負担に配慮する必要があり、都としての方向性を出していく予定でございます。

今後ですが、平成31年度以降は、プレテストの実施を経て実際の入学者選抜への活用を開始する予定でございます。活用の方法については、入学者選抜を所管する部署が中心となって決定してまいります。

委員の構成でございますが、外部有識者、区市教育委員会の代表、学校関係者、それから教育庁内関係者でございます。

なお、委員長は教育監を予定しております。

本検討委員会の今後のスケジュールでございますが、今年度中に3回検討委員会を予定しておりまして、検討事項について方向性をまとめ、また報告させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【遠藤委員】 話すことを高校の入試段階からはテストに加えていくということ、これは大学入試改革の方向性とリンクして、あるいはその後、小学校からの英語というようなことにリンクしているのだと思うのですが、ここにありますように、民間事業者との連携によって、スピーキングテストを行うという、大きな方向性が出て、これは大学入試改革の中でもいろいろ今、議論されているところです。

この中で、問題点として、こういうテスト、入試にスピーキングが入ってくることによって、その事前段階での勉強といいますか、塾通いとか、そういうような形、これが入ることによって更に経済的な負担が、いわゆる公的な教育以外のところで掛かってくる。そういうスピーキングテストをクリアするための塾通いができる家庭の子供が相対的に有利になるのではないかという議論が一方であるわけです。そのことについては、そういうのは仕方がないということなのか、あるいは、そういうことの影響があまり出ないような形でスピーキングテストの工夫をするというようなことが、どのような形で、今後の検討委員会等で議論されていくのかどうか、その点についてのお考えがありましたら、教えてください。

【指導推進担当部長】 委員のおっしゃるとおり、そういった有利、不利が出ないように、まず中学校の教育内容、4技能全てですが、「話すこと」に関して、更に教育内容を充実させる、まずそれが大事かと思っております。

一般にパフォーマンステストと申しますが、具体的にペアワークで活動したり、教員と一対一で対話したり、そういった発信する場面を十分に用意して、子供たちが中

学校の学習の中で十分力を身に付けられるよう、工夫してまいりたいと思います。

また、このスピーキングテストについては、どういうところが評価の規準かといったことも併せて公表して、全ての中学校できちんと指導ができるような体制をとっていきたいと考えております。

【遠藤委員】 分かりました。ただ、中学校の授業で十分対応できるように、というお話ですけれども、中学校の先生方の中にこのスピーキングテストに対応できるような授業のできる能力、この辺は教育委員会の研修等を充実させていくということだと思います。方針として中学校段階でしっかり授業で十分指導するというのも、そのとおりだと思うのですが、それが現実的な対応になるように、先生方に対する東京都教育委員会としての指導あるいは研修等、しっかりとお願いしたいと思います。

【指導推進担当部長】 教員の研修については、現在も様々な施策を打っておりますが、今後更に充実させて、また、検討し深めていきたいと思っております。

【北村委員】 基本的に、「話すこと」を強化する、これも大事なことだと思っております。しかし、今回の検討委員会は、特に「話すこと」の評価が主になり、往々にしてこういうときに、委員の方々が「話すこと」の評価に集中し過ぎてしまって、英語の評価全体の中で、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことのバランスがあって、その中で「話すこと」がこのぐらい重要だから、こういったことをこの程度評価しましょうという、本来はその全体を見た中のバランスが大事になると思います。ただ、そこでどんどん理想を求めたり、そこにどうしても注力して行ってしまって、全体の大きな英語教育の在り方とか、その中での評価の在り方が少し見失われてしまうことも懸念されます。

実際、今、この4技能のバランスをどういうふうに考えるのかといった、いろいろな議論もある中で、少し「話すこと」の評価だけに偏ってしまわないように、外部有識者の先生方も入られて、いろいろな知見を共有されると思いますので大丈夫であろうとは思っていますが、念のため一応そういったことも御留意いただきたいなということで、コメントさせていただきます。

【指導推進担当部長】 「話すこと」だけではなくて、やはり、子供たちには、文法のこと、語彙のこと、もちろんいろいろなことを複合的にきちんと教えなくてははい

けません。それがバランスよくということだと思いますので、もちろん委員のお話のとおり、今回の検討委員会の中でも、その点は必ず、きちんと踏まえながら進めてまいりたいと思っております。

【北村委員】 よろしくお願ひします。

【宮崎委員】 こういう議題のときには、いつも私は申し上げるのですが、何が大事かという、中身ですよ。何を伝えたいのか、何を話したいのか、相手の言っていることをどう聞くのかという中身の問題であって、いくら発音が良くて文法が正しくても、全く中身がなかったら何の意味もありません。

それから、私が自分の経験した事例で申しますと、例えば、放送などの場で、相当優秀な方が出てきて同時通訳をした折、パレスチナの紛争の話を伝えていたときに、「ウエストバンク」、これは当然ながら、ヨルダン川西岸地域のことで、国際政治を分かっていたら、すぐ分かるのですが、これを「西洋の銀行」と訳されました。

大切なのは内容なのです。日本語でプレゼンしていてもそうですよね。ただただしくても、とつとつと話をしている、非常に心を打つ話ができる人と、とても流ちょうで立て板に水でも、何も残らなかつたり。そのようにいろいろあると思ひますから、この「話すこと」というのは、学習指導要領に4技能と言っているのですが、「話すこと」の中身は東京都教育委員会としては、「伝えること」というふうに書き下すというか、内容をそちらの方向にしたいという意思表示を是非していくべきではないかと。ぺらぺら横に流れても、中身がないと、何の意味もないのです。是非これは、「伝えること」というふうに読み替えていただきたいです。検討委員会の皆様がおっしゃっていただけること、そういう答申が来ることを期待しています。

【指導推進担当部長】 正に、言語活動といひますか、言語能力の本当に基本のところだろうと思ひますので、委員のお話された点も踏まえまして、検討委員会の方を進めてまいりたいと思ひます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうござひますか。

それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、今月の第4木曜日の4月26日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

日程以外の発言

【教育長】 日程、そのほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時24分)